

(平成30年4月1日現在)

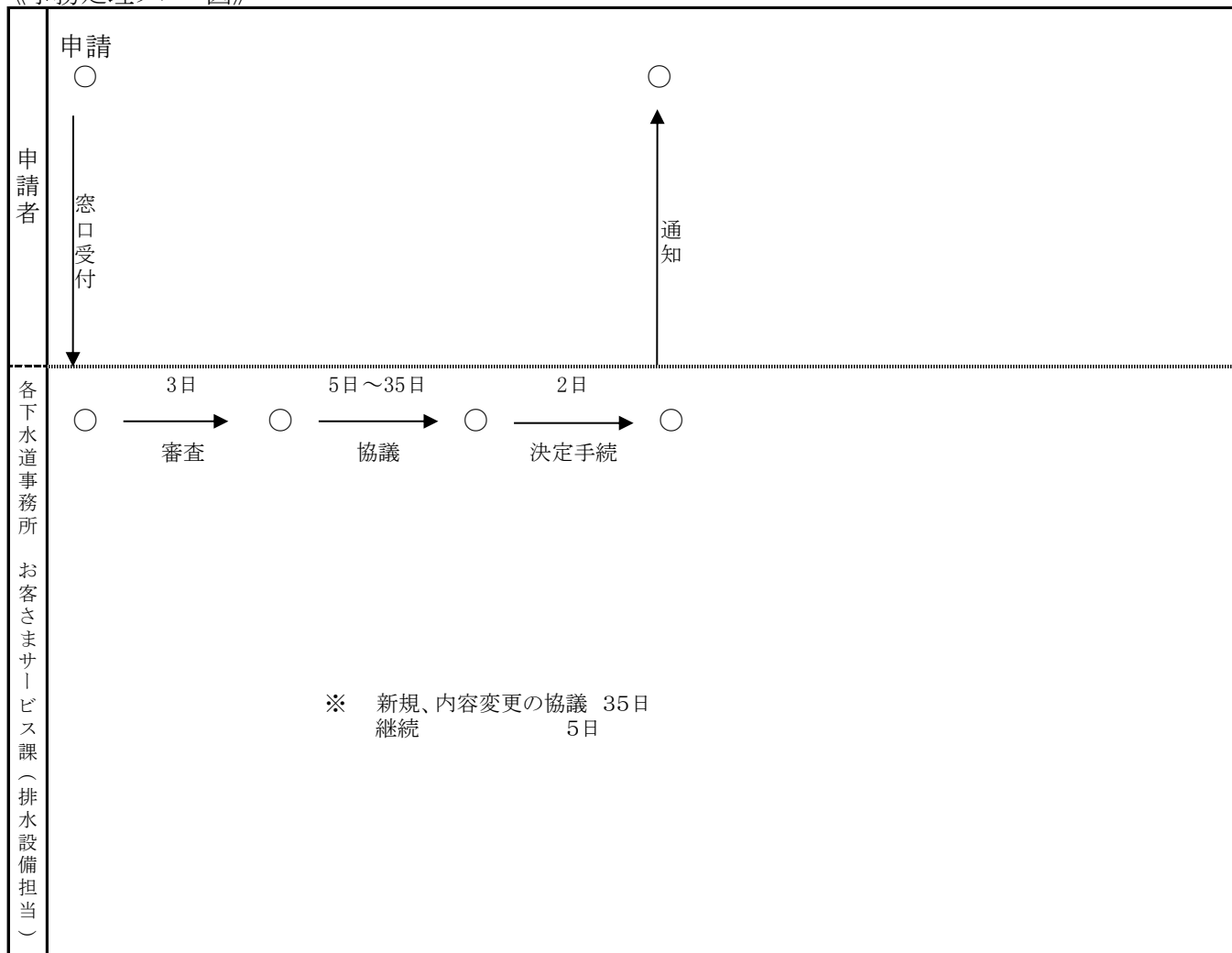
事務処理フロー図

事務名	排水設備設置義務免除
根拠法令	下水道法第10条第1項

作成部署 下水道局施設管理部排水設備課(排水設備担当) 電話03-5320-6583

標準処理期間計	40日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	審査	申請書の内容について審査基準(排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱)を満たしているかどうかを審査します。
2	協議	法令、水質等について総務課、排水設備課等と協議します。料金徴収、公共下水道一時使用等について、業務管理課と協議します。
3	決定手続	起案決定の手続きを行います。許可の諾否について下水道事務所長が決定します。
4	通知	申請者に通知します。
5		
6		
7		
8		
9		